

美唄市食育推進計画

(第3次)

計画期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



令和3年(2021年)3月

美 唄 市

はじめに

「食」は、命の源であり、人が生きていく上で欠かすことができない大切な営みです。健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、私達に生きる喜びや楽しみを与えてくれる非常に大切な要素です。また、家族や友人・知人とともに食卓を囲むことは、人間関係を豊かにし、食への感謝、伝統や文化、マナー等を学ぶ大切なコミュニケーションとなる大きな効果も生まれます。

近年、社会環境が大きく変化する中で、高齢者世帯や独居世帯、一人親世帯などの増加や、ライフスタイルや食に関する価値観などの多様化が進み、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、野菜の摂取不足、エネルギーや食塩の過剰摂取等の偏った食生活が、健康状態の悪化や生活習慣病につながるなど、「食」の問題は、国民的な大きな課題であり、社会全体で取り組むことが必要となっています。

加えて、情報通信技術の進展や、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響から、生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に関する情報へのアクセス手段や食事の摂り方、更には消費行動や生活様式そのものも大きく変わりつつあります。

本市では、平成22年(2010年)に「美唄市食育推進計画」、平成27年には「美唄市食育推進計画(第2次)」を策定し、様々な食育施策を展開してきました。このたび、令和3年(2021年)3月末をもって、第2次の計画期間が終了するにあたり、市民の食を取り巻く課題や社会環境の変化などを検証し、計画の見直しを行い「美唄市食育推進計画(第3次)」を策定いたしました。

引き続き、家庭や地域をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政機関など様々な人や団体と連携協力しながら、美唄の恵みを大切に食育を進めてまいりますので、市民の皆様や各関係者の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たりまして、ご協力いただきました市民の皆様、また、関係機関・団体の方々、そして、貴重なご意見やご提言を賜りました「美唄市食育推進計画策定市民検討委員会」の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

美唄市長 板東知文

目 次

第1章 第3次計画策定にあたって	
1 計画の趣旨	1
2 食育の定義	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の推進体制	3
第2章 これまでの取組	
1 第2次計画の概要	4
2 第2次計画の主な取組とその成果等	5
3 目標・指標の達成状況	9
第3章 美唄市の食育の現状と課題	
1 食生活を取り巻く状況	10
2 食生活と健康	13
3 地産地消と農業体験	16
4 環境問題	19
5 地域が育む食文化の継承	21
6 食育への関心の高まりと実践活動	22
第4章 基本目標	
1 基本目標	23
2 基本方針と取組の柱	23
3 美唄市の食育の推進体系	24
4 美唄市が実施する取組一覧表	28
第5章 数値目標	
1 数値目標（指標）	35

目 次

資料編

資料 1	美唄市食育推進計画策定検討経過	37
資料 2	美唄市食育推進計画策定市民検討委員会委員名簿	38
資料 3	美唄市食育推進計画策定市民検討委員会設置要綱	39
資料 4	美唄市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱	41
資料 5	用語解説	43
	食育の話題	47

第1章 第3次計画策定に当たって

1 計画の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

様々な経験を通じて豊かな人間性をはぐくみ、食に関する知識と食を選択する能力を習得し、生きる力を身に付ける「食育」を推進するため、平成17年（2005年）に「食育基本法」が制定されました。

この法律で、食育は、『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』と定義され、その実践、推進を図るため、都道府県や市町村においても食育推進計画の策定に努めることが定められました。

こうした背景のもと、本市では食育基本法や、国の食育推進計画、北海道食育推進計画を踏まえ、平成22年（2010年）に「美唄市食育推進計画」、平成27年には「美唄市食育推進計画（第2次）」を策定し、関係機関などが連携しながら食育推進に取り組んできました。

これまでの2次にわたる計画により、各地で様々な主体による食育推進の取組が広がりを見せる一方で、朝食の欠食をはじめとする食習慣の乱れや栄養バランスの偏りによる肥満や生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりのほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策としてのデジタル改革やグリーン社会の実現など、食に関する多様な課題に対応する必要があります。

このため、これらの課題や食育をめぐる情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、教育、保健、農業、食品関連産業等の関係機関、消費者団体、食育に関係するボランティア団体、行政など、様々な関係者が連携を強め、市民一人一人が「食」の大切さを理解し、自ら健全な食生活を実践することができるよう、本市における食育に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「美唄市食育推進計画（第3次）」を策定します。

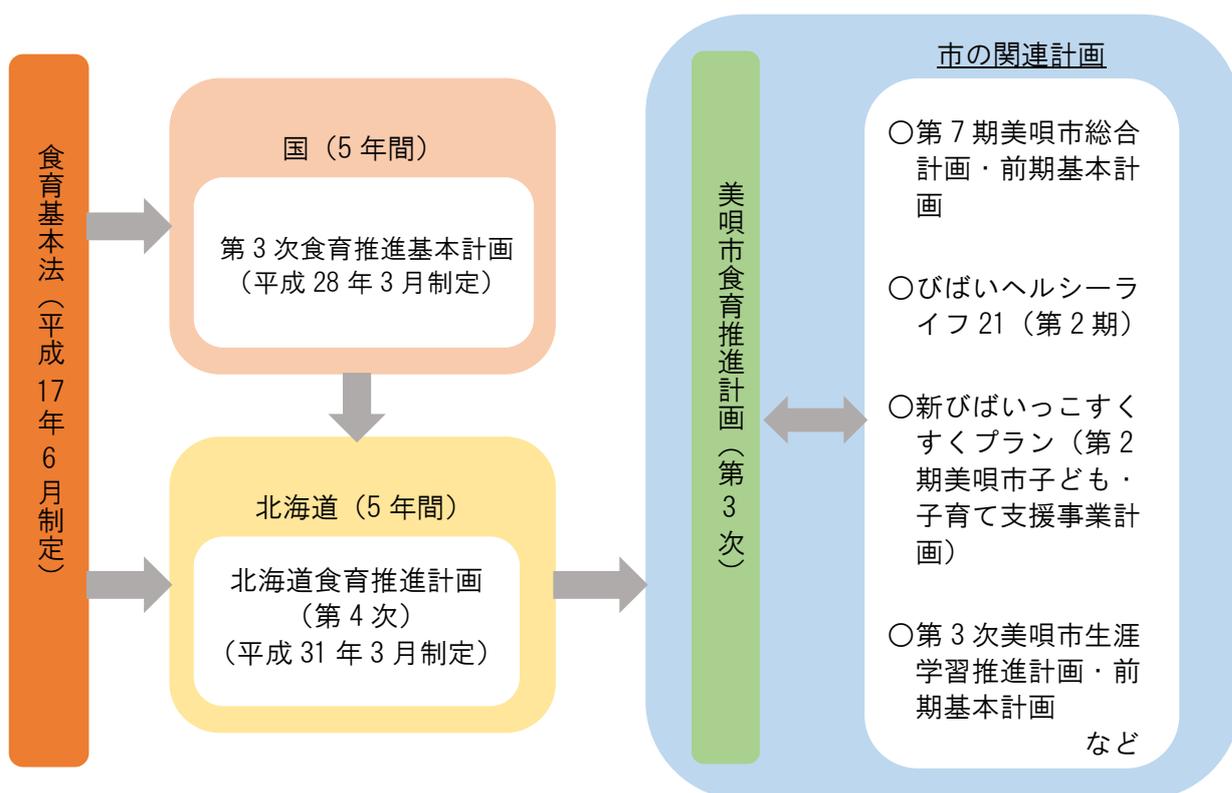
2 食育の定義

「食育」は、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

生きる根本は食べることであり、栄養バランスを考えて食べることにより、心身ともに健康で、楽しく暮らしていくことが食育を推進する上で最も大切なことです。本市が農村地域であるという地域特性などを活かし、農業体験や調理体験など様々な体験や食に関する学習などを通して、食に関心を持ち、自ら食を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てることが本市における食育です。

3 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。食育に関する基本的な事項について定めるものであり、第7期美唄市総合計画前期基本計画をはじめ、びばいヘルシーライフ21や新びばいっこすくすくプランなど、食育に関連する市の各計画との整合・調和を図りながら、総合的な食育を推進します。



4 計画の期間

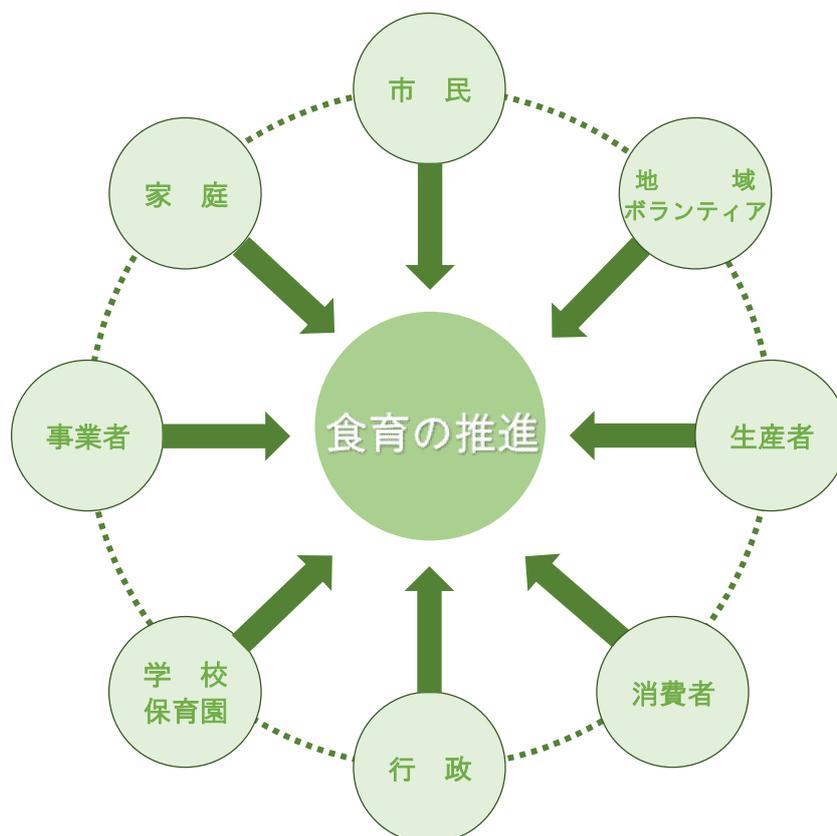
この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などにより見直しが生じた場合は必要な措置を講じます。

5 計画の推進体制

本市は、豊かな農村資源に恵まれ、日本の食料の生産・供給を担うという特性と役割を持っています。美唄らしい食育の取組を積極的に進めていくため、市民、地域、ボランティア、家庭、学校、生産者、消費者、事業者、団体などと行政が連携し、市民の皆さんの参加、実践のもと、様々な場面で「食育」を推進していくことが求められています。

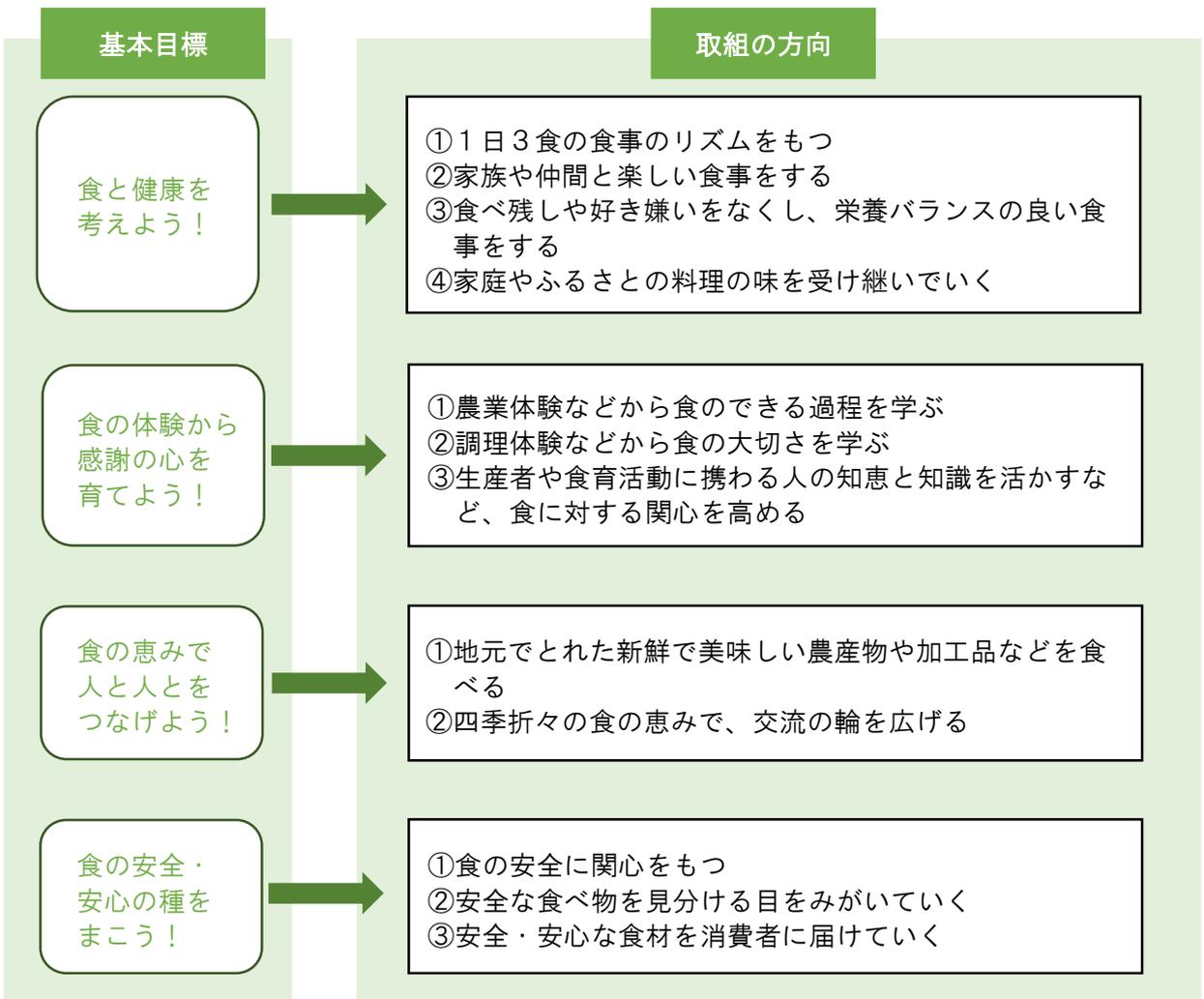
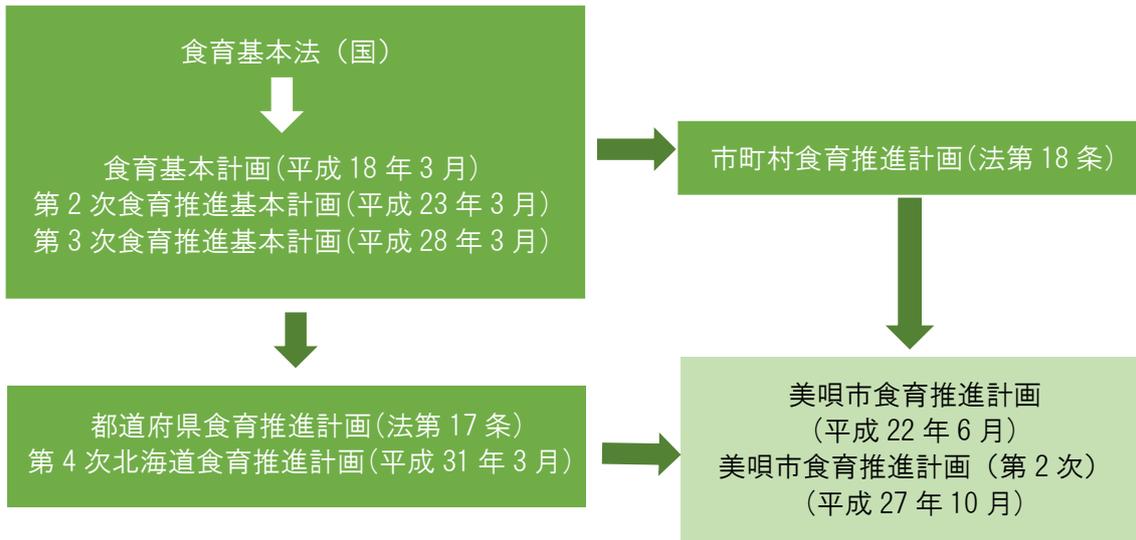
このため、市民有志によって設立された「びばい食育ネットワーク」などの食育に関わる組織・団体、市民、各家庭や個人が相互に結びつき、市民が食に対して一層の関心を持ち、食育を意識した生活を実践し、誰もが将来にわたって健康で豊かに暮らしていくことができるよう食育を市民運動として推進していきます。

びばい食育ネットワークなどの活動による連携の輪が生まれています。



第2章 これまでの取組

1 第2次計画の概要



2 第2次計画の主な取組とその成果等

目標	取組の方向	施策	事業内容とその取組成果等
I 食と健康 を考 え よ う！	(1) 1日3 食の食事の リズムを持 つ	①生活リズム の向上	・ライフステージごとの栄養・食生活と関連 した健康問題への取組 ～健康管理のための食生活への意識が高ま ってきている。
		②学校など における指導内 容の充実	・栄養教諭による食に関する指導の推進 ～児童生徒に食に対する興味関心を持たせ ることができている。
	(2) 家族や 仲間と楽し い食事をす る	①家庭におけ る食育の推進	・妊婦と家族への健康教育・栄養相談やペア 教室での調理実習など ～初産婦の半数以上がペア教室に参加して いることから、食生活の基本をこの時期に知 ることで生涯の健康づくりに生かすことに 繋がっている。
		②学校など における食育の 推進	・バイキング給食の実施 ～栄養素の働き別により盛りつけられた料 理を栄養士の説明により、自分の食器に栄養 バランスを考えながら取ることで、生徒自身 が食事内容を選択する能力を身につけるこ とができている。
		③高齢者にお ける食育の推 進	・高齢者同士による相互支援活動としての独 居の高齢者を対象とした昼食会の開催 ～食への関心・人との交流の大切さへの気づ きと、外出機会の創出に繋がった。
	(3) 食べ残 しや好き嫌 いをなく し、栄養バ ランスの良 い食事をす る	①妊産婦や乳 幼児に対する 栄養指導の推 進	・親子でのクッキングや収穫体験、世代間交 流など ～収穫体験や季節に応じた食のプログラム を通して親子や地域の方との交流があるな ど、心を育むプログラムとなった。
		②子どもへの 栄養・健康指 導の推進	・給食の献立を表示し、食事内容などの周知 ～子どもが何を食べているのか把握するこ とで、保護者の安心や家庭の献立のヒントと なったり食事時間の親子の会話に繋がった。

目標	取組の方向	施策	事業内容とその取組成果等
I 食と健康を考えよう!	(3) 食べ残しや好き嫌いをなくし、栄養バランスの良い食事をすすめる	③高齢者への栄養・健康指導の推進	・閉じこもりがちな高齢者を対象とした交流会の開催 ～高齢期においても季節に応じた健康的な手作りの昼食を月に1回共にすることで、豊かな食生活につながるとともに、地域の健康づくりへの意識も高まっている。
		④食事バランスガイド等の活用	・ライフステージごとの栄養・食生活と関連した健康問題への取組 ～健康管理のための食生活への意識が高まってきている。
	(4) 家庭やふるさとの料理の味を受け継いでいく	①家庭料理や郷土料理等の伝承	・きなこ挽きや餅つきの体験など ～学校や関係機関、地域に根付き、人とのつながりをつくる事業となっている。

目標	取組の方向	施策	事業内容とその取組成果等
Ⅱ 食の体験から感謝の心を育てよう！	(1) 農業体験などから食のできる過程を学ぶ	①農業体験の推進	・ 保育所における農業体験の実施 ～土や苗に触れ、植え付けや水やり体験を通じて、店先に並ぶ食材と料理がつながり、野菜を身近に感じる。収穫まで期待感を持ちながら、生長を見守る姿に、野菜の苦手意識が薄れる様子が見られる。
	(2) 調理体験などから食の大切さを学ぶ	①調理体験の推進	・ 放課後児童施設利用児童による調理実習 ～手作りのおいしさ、食べることから自分の健康を守る意識が育まれた。
	(3) 生産者や食育活動に携わる人の知恵と知識を活かすなど、食に対する関心を高める	①ボランティアや事業者などの専門的知識を有する人材を活かす	・ 栄養教諭による食に関する指導の推進 ～児童生徒に食に対する興味関心を持たせることができている。
		②食への関心を高める施策の推進	・ 各種講習会の開催 ～食と健康について学んでいただいたことはもとより、健康には食が大事であり、美唄にはその食が豊富であることなどの理解に繋がった。

目標	取組の方向	施策	事業内容とその取組成果等
Ⅲ 食の恵み で人と人と をつなげよ う！	(1) 地元で とれた新鮮 でおいしい 農産物や加 工品を食べ る	①地産地消の 推進	・学校給食における地場産品の積極的活用 ～児童生徒が食材を通じて地域の自然や文 化、農業などについて理解を深め、食への感 謝の心が醸成されている。
		②地元でとれ た新鮮な農産 物の学校給食 等での導入促 進	・米飯給食や地産地消の推進 ～給食だよりや献立表による周知により、児 童生徒が地産地消を身近に感じることがで きている。
	(2) 四季 折々の食の 恵みで、交 流の輪を広 げる	①交流やイベ ントの促進	・小学校農業体験学習「収穫祭」による地域 や関係団体との交流 ～児童たちが料理を披露することで各団体 との交流が広がる機会になっている。
		②各種団体等 の連携の強化	・食育に関わるネットワーク活動の推進とさ らなる連携の推進 ～「びばい食育ネットワーク」の活動により、 食育に関わる幅広い団体、グループが情報交 換、情報の共有を図られるようになっている。
Ⅳ 食の安 全・安心の種 を播こう！	(1) 食の安 全に感心をも つ	①食品の安全 性等に対する 啓発	・学校給食における安全・安心な食材の使用、 無低農薬野菜の利用・周知 ～新鮮な地元産野菜や旬の食材の使用によ り安全で安心な学校給食を提供できている。 給食だよりや献立表を通じて無低農薬野菜 の使用について周知することができている。
	(2) 安全な 食べ物を見 分ける目を みがいてい く	①食品の安全 性などに対す る意識高揚	・小学校農業体験学習を通じた低農薬栽培の 実習 ～農業の楽しさや、大変さを身をもって体験 し、学習することができている。

3 目標・指標の達成状況

指標内容		現状値 (H25)		目標値 (R2)	H31実績	達成率	達成状況・現状 値との比較
食育について関心がある人の割合		100%		100%	100%	100%	◎
作物の栽培・収穫・調理・食べることを一貫して取り組んでいる小学校の割合		100%		100%	100%	100%	◎
作物の栽培・収穫・調理・食べることを一貫して取り組んでいる市立幼稚園・市立保育所の割合	幼稚園	100%		100%	100%	100%	◎
	保育所	100%		100%	100%	100%	◎
学校給食における美唄産農産物（生鮮野菜）の使用割合（重量）		28%		30%	16%	53%	▲
ふれあいファーム登録数		15団体		18団体以上	10団体	56%	▲
美唄産農産物を食べる人の割合		95%		100%	92%	92%	○
北のクリーン農産物表示制度登録集団数		13団体		15団体以上	11団体	73%	▲
エコファーマー農家数		31.3%		35%	19.6%	56%	▲

※「◎」は達成、「○」はほぼ達成、「▲」は未達成

第3章 美唄市の食育の現状と課題

1 食生活を取り巻く現況

○本市の核家族世帯と単独世帯の合計割合は、平成22年(2010年)よりも「1.9ポイント」増加して「91.0%」となり、3世代が暮らす家庭は全体の1割にも満たない状況となっています。北海道では平成12年(2000年)時点でその割合が既に9割を超えています。近年、ライフスタイルや価値観の変化、経済、社会情勢の影響もあって共働き世帯が増加し、核家族や一人暮らし世帯の占める割合が高くなるなど、生活が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげるのが困難な状況も見受けられます。

表1：美唄市の核家族世帯、単独世帯の割合の推移

項目	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
核家族世帯	57.0%	56.7%	56.9%	56.3%	55.7%
単独世帯	29.6%	31.1%	31.6%	32.8%	35.3%
合計	86.6%	87.8%	88.5%	89.1%	91.0%

表2：北海道の核家族世帯、単独世帯の割合の推移

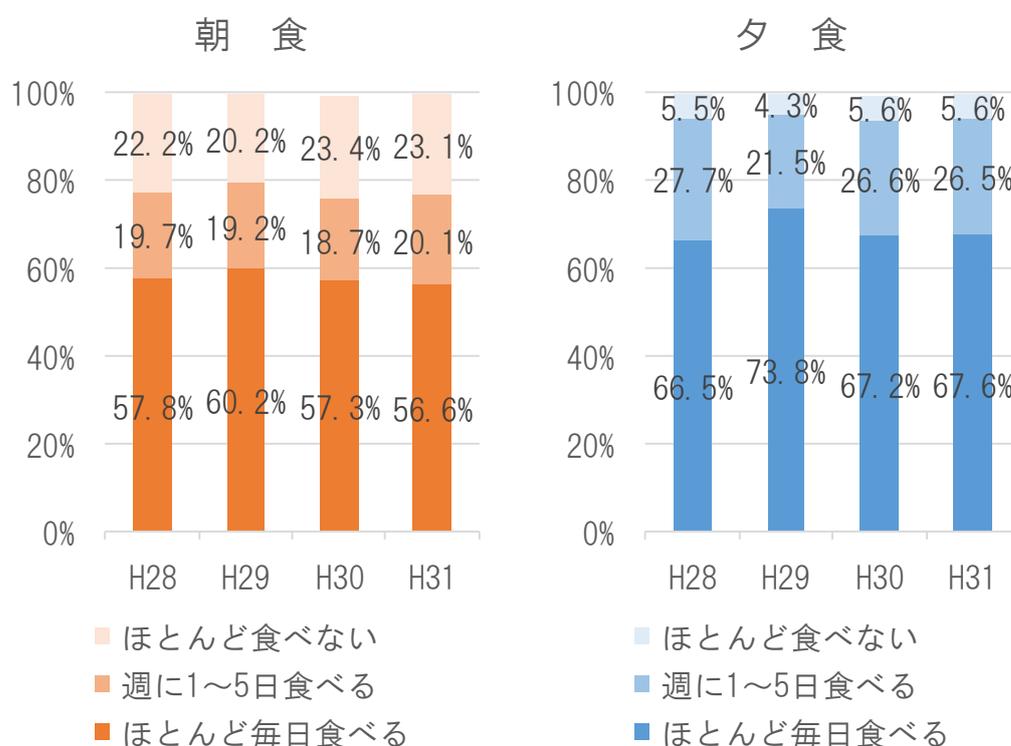
項目	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
核家族世帯	61.3%	60.5%	58.9%	57.5%	55.9%
単独世帯	27.9%	30.0%	32.4%	34.8%	37.3%
合計	89.2%	90.5%	91.3%	92.3%	93.2%

※核家族世帯 ～ ①夫婦のみの世帯 ②夫婦と子どもからなる世帯
 ③男親又は女親と子どもからなる世帯
 単独世帯 ～ 世帯人員が1人の世帯

(資料) 総務省：国勢調査

○内閣府が実施している「食育に関する意識調査」で、家族の朝・夕の食事の状況を見ると「家族で一緒に食べる割合」のうち「ほとんど毎日食べる」は朝食、夕食ともにほぼ同じ水準で推移しています。家族で食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感するだけでなく、食事の知識やマナーを学ぶ大切な場でもあり、健全な食生活を実現できるよう、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やすことが重要です。

表3：朝食・夕食を家族で一緒に食べる割合の推移



(資料) 内閣府：食育に関する意識調査

○米の消費量は一貫して減少傾向にあり、一人当たりの米消費量はピーク時から半減しています。主食用米の需要は、食生活の変化や高齢化等により一人当たりの摂取カロリーが減少傾向にあることや、人口の減少により、今後も減少していくと予想されてます。また、世帯構造の変化が進み、より簡便化志向（料理や後片付けの手間を省きたい）が進んでいることで、米消費に占める外食・中食の割合は約3割まで増加しており、米を購入して家庭で炊飯する割合が低下しています。ごはんは消化・吸収がゆっくり進み、食後の血糖値の上昇も緩やかで脂肪の合成・蓄積が少なく、腹持ちもよい食品なので食べ過ぎや間食を防ぎ、肥満予防にもつながる等の効果があり、健康面からも米の消費拡大を推進することが重要です。

表4：米の消費量の推移（1人1年あたり）

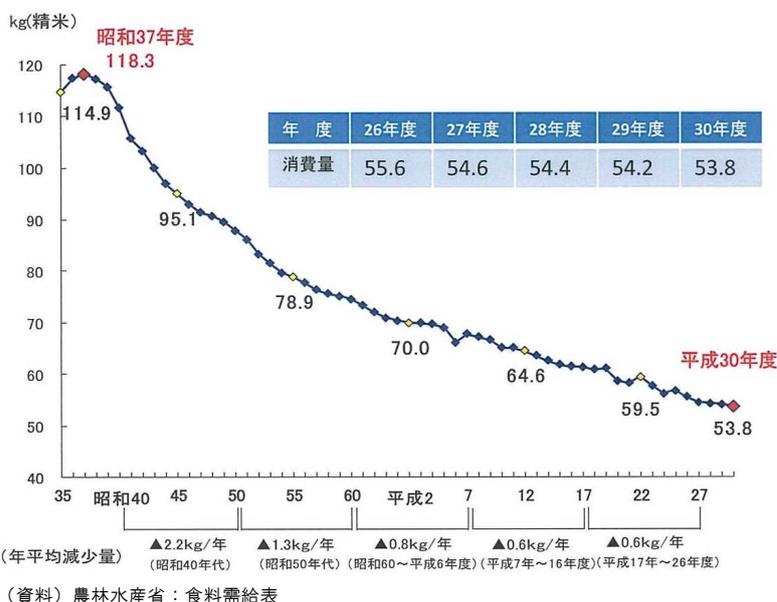
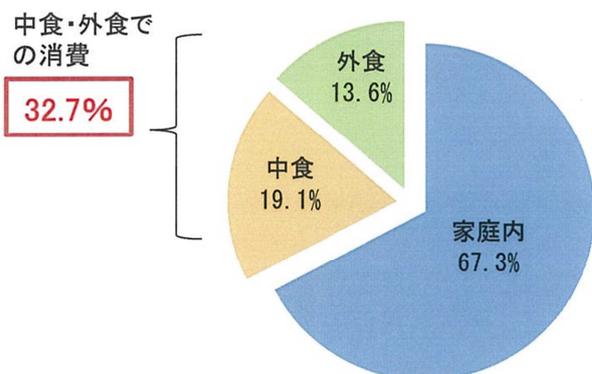


表5：主食用米の消費内訳（令和元年度(2019年度)平均）



2 食生活と健康について

○朝食の欠食割合は全国的に依然として高い割合を示しており、男女ともに 20 歳代が最も高くなっています。特に男性は 40 歳代まで欠食の割合が高い状況が続いています。20 歳代及び 30 歳代の若い世代はこれから親になる世代でもあり、将来の健康に大きな影響を与えることから、こうした若い世代を中心として、食に関する知識を深め、意識を高め、望ましい食生活を実践することができるように食育を行っていくことが重要です。

表 6：年代別の朝食欠食割合（全国）

項目	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
総数	11.2%	12.1%	11.6%	11.1%
男性	12.9%	14.2%	13.6%	13.9%
15～19 歳	12.7%	17.0%	14.9%	12.6%
20～29 歳	24.0%	37.4%	30.6%	29.9%
30～39 歳	25.6%	26.5%	23.3%	28.3%
40～49 歳	23.8%	25.6%	25.8%	24.5%
50～59 歳	16.4%	18.0%	19.4%	18.0%
60～69 歳	8.0%	6.7%	7.6%	8.2%
70 歳以上	4.2%	3.3%	3.4%	3.7%
女性	9.6%	10.4%	9.7%	8.6%
15～19 歳	15.4%	11.8%	11.3%	9.0%
20～29 歳	25.3%	23.1%	23.6%	18.9%
30～39 歳	14.4%	19.5%	15.1%	12.7%
40～49 歳	13.7%	14.9%	15.3%	12.6%
50～59 歳	11.8%	11.7%	11.4%	13.0%
60～69 歳	6.7%	6.2%	8.1%	5.3%
70 歳以上	4.2%	4.1%	3.7%	3.7%

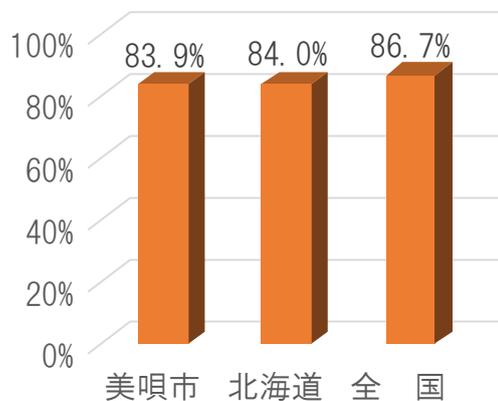
（資料）厚生労働省：国民健康・栄養調査

※総数及び男女の集計は 1 歳以上の平均となっている。

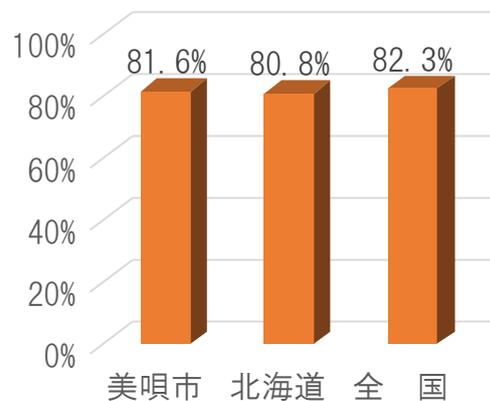
○本市の毎日欠かさず朝食をとっている児童生徒の割合は、小学校6年生及び中学校3年生とも全国の数値をやや下回る結果となっています。中学校3年生よりも小学校6年生の方が、その開きは大きくなっています。また、朝食の欠食は、疲労感など体調不良の原因となったり、集中力の低下など心身に及ぼす影響が懸念されます。朝食の大切さを理解し、欠食のない正しい生活リズムを習得することが大切です。

表7：毎日欠かさず朝食をとっている児童生徒の割合

小学校6年生



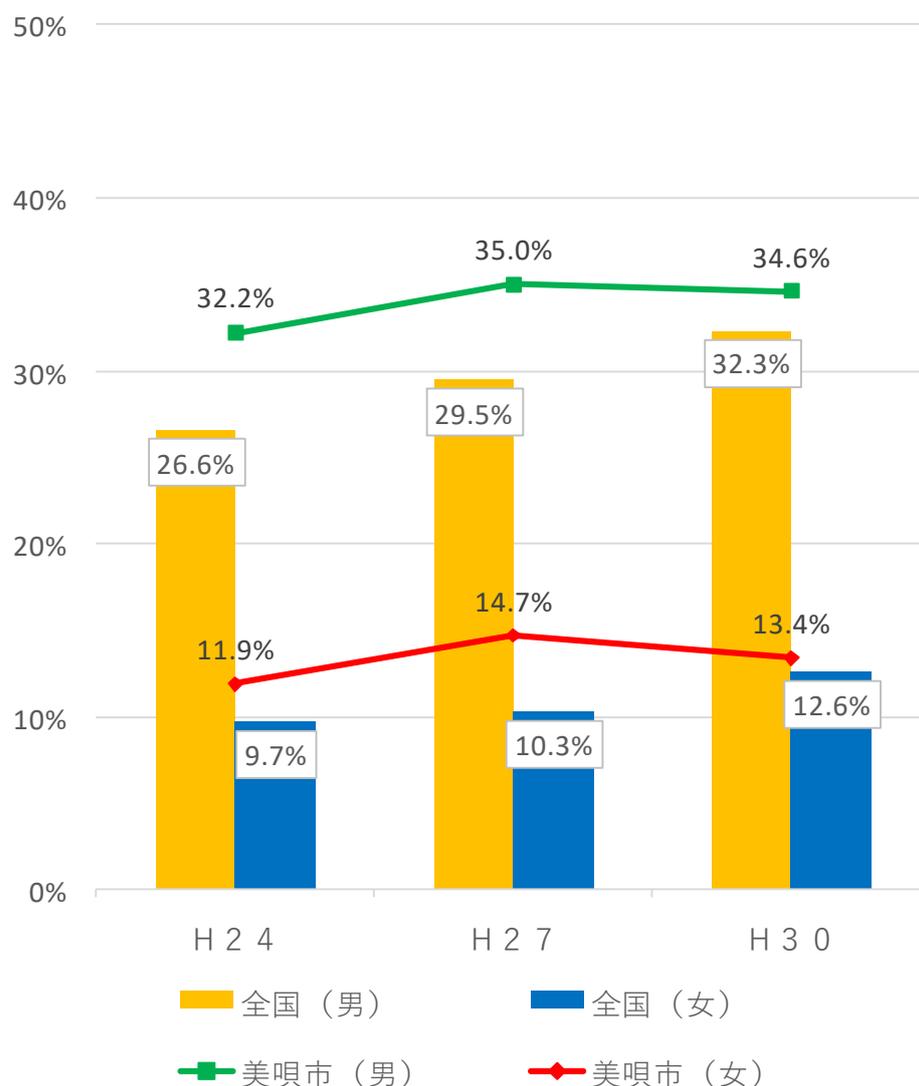
中学校3年生



(資料) 全国学力・学習状況調査 (令和元年度(2019年度))

○メタボリックシンドロームの割合は、男女ともに全国平均を上回っており、女性は減少していますが、男性はほぼ横ばいで推移しています。メタボリックシンドロームの予防には、食事のバランスを取ることや、朝食を食べて生活習慣を整えること、適度な運動の実践などが大切です。また、定期的な健康診断により健康状態を適切に把握するとともに、保健指導などの専門的なアドバイスを受けるなど、漫然とした生活にならない注意が必要です。

表8：メタボリックシンドロームの状況の比較（全国、美唄市）



（資料）美唄市数値：特定健康診査結果 40～74歳
 全国数値：国民健康・栄養調査 40～74歳

3 地産地消と農業体験

○食材について正しい知識を身につけ、自ら判断して食を選択できることが求められています。食の安全・安心への意識向上や地場産品の食文化を活かしていくため、家庭や学校給食で地元の食材を継続して活用し、家族や仲間と楽しく味わいながら、地域の食材について考え、食の大切さを見つめ直すことが大切です。

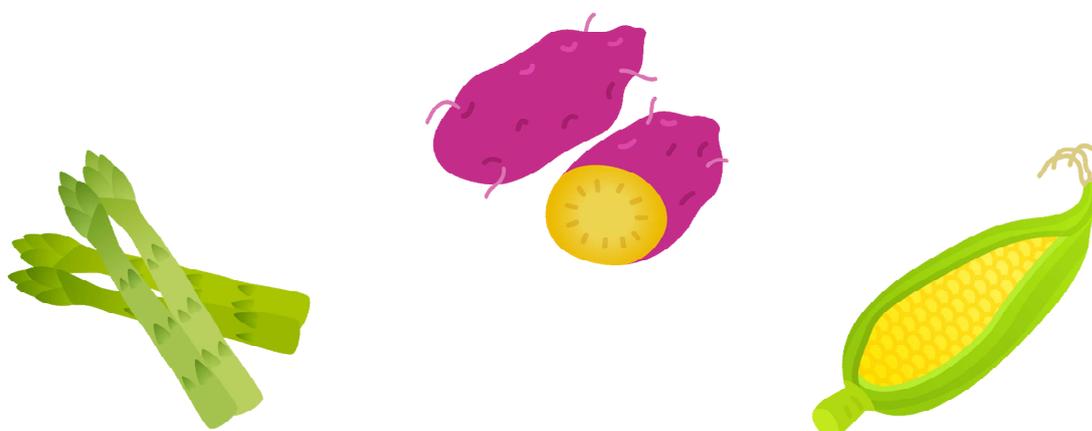
表9：あなたは、食品を購入する際に、国産や地域の食品を選びますか？

項目	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)
①選ぶ	56.0%	32.0%
②どちらかといえば選ぶ	32.0%	45.0%
③どちらかといえば選ばない	10.0%	16.0%
④ほとんど選ばない	2.0%	5.0%

表10：美唄でつくられた「お米」や野菜などの農産物を食べる割合

項目	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)
①よく食べている	80.0%	68.0%
②時々食べている	18.0%	24.0%
③食べていない	0.0%	1.0%
④わからない	2.0%	5.0%

(資料) 学務課：グリーン・ルネサンスシンポジウムアンケート調査結果



○食の安全・安心への意識向上や地場産品の食文化を活かしていくため、地元の食材を学校給食で継続して活用することが必要です。本市の学校給食では、お米は美唄産が100%使用されているほか、パン、ラーメン、調理用などに使用する小麦粉や米粉にも美唄産が使用されています。

また、学校給食における美唄産の生鮮野菜の使用割合（重量）は、全体では「19.1%」となっており、使用割合の高い上位10品目では、アスパラガス～100%、さつまいも～100%、とうもろこし～91.3%、かぼちゃ～65.5%、じゃがいも～49.8%、だいこん～46.1%、にんにく～39.5%、ねぎ～34.1%、キャベツ～29.6%、はくさい～22.3%となっています。なお、美唄産の生鮮野菜が手に入りにくい時期においても可能な限り北海道産が使用されており、学校給食における北海道産の生鮮野菜の使用割合（重量）は、全体では「72.7%」となっています。

学校給食における生鮮野菜の使用割合（重量）上位10品目

表11：美唄産

品目	使用割合
アスパラガス	100%
さつまいも	91.3%
とうもろこし	65.5%
かぼちゃ	49.8%
じゃがいも	46.1%
だいこん	46.1%
にんにく	39.5%
ねぎ	34.1%
キャベツ	29.6%
はくさい	22.3%

表12：北海道産

品目	使用割合
アスパラガス	100%
さつまいも	100%
かぼちゃ	100%
ズッキーニ	100%
とうもろこし	100%
トマト	100%
にら	100%
しいたけ	100%
もやし	91.5%
ねぎ	91.4%

(資料) 平成30年度(2018年度)美唄市学校給食センター調べ



○農業体験学習の取組では、地域の生産者、農協青年部・女性部の皆さんなどの協力のもと、田植え、稲刈りなどの農作業体験、ボランティア団体等の協力による調理体験も行われ、自然の恵みや食べ物大切さ、命を頂くという食の意味を知る機会にもなっています。食を学び、家庭や学校などで農作物を育て、収穫して食べる一連の農業体験は、生産者への感謝の心を育てることや、自ら作業することによって、食べ物大切さが理解されるなど心豊かな人間性を育むことにもつながることから、農作業体験や調理体験の機会を増やし、活かしていくことが求められています。

○農業体験の場としては、市内外を問わず毎年多くの方が参加しているハスカップ収穫体験があるほか、生産者との交流による作業・収穫体験などがあります。また、市内で農産物の生産・直売、農産物加工体験などに取り組む生産者などが参加した「美唄市グリーン・ツーリズム研究会」では、市内外への美唄の農業・農村の情報発信に取り組むほか、修学旅行生の農業体験、農家民泊受入なども行っています。

表 1 3：美唄市のグリーン・ツーリズム関連施設数

(令和 2 年(2020 年)3 月 31 日現在)

施設数	農家民宿	農業体験	加工体験	観光農園	直売個人
35	15	19	7	3	24

※受入施設数の内訳は、延べ件数

(資料) 北海道農政部：グリーン・ツーリズム関連施設調査



4 環境問題

○環境に配慮した食育の一環として、食べ残しや賞味期限切れなどにより、まだ食べられる食品が捨てられる、「食品ロス」について関心が高まっており、その削減に向けた普及啓発の重要性が増しています。その削減を進めるためには、一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性についての認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠です。

○本来は食べられるのに捨てられている「食品ロス」は、全国で646万トン発生し、1人当たりで換算すると、1年間で51kg、1日当たり139g（茶碗約1杯分のご飯の量に相当）を廃棄していることとなります。

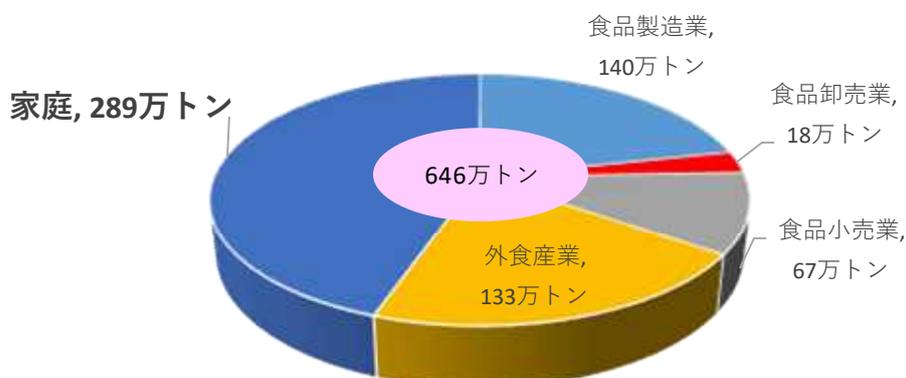
表14：食品ロス発生量（国による推計値）の推移

年度	24	25	26	27
食品ロス(万トン/年間)	642	632	621	646
国民1人当たり換算(kg)	50	50	49	51

資料：WFP、総務省人口推計ほか

○食品ロス発生の内訳は、「家庭」が最も多く、食品製造業、外食産業が続いています。

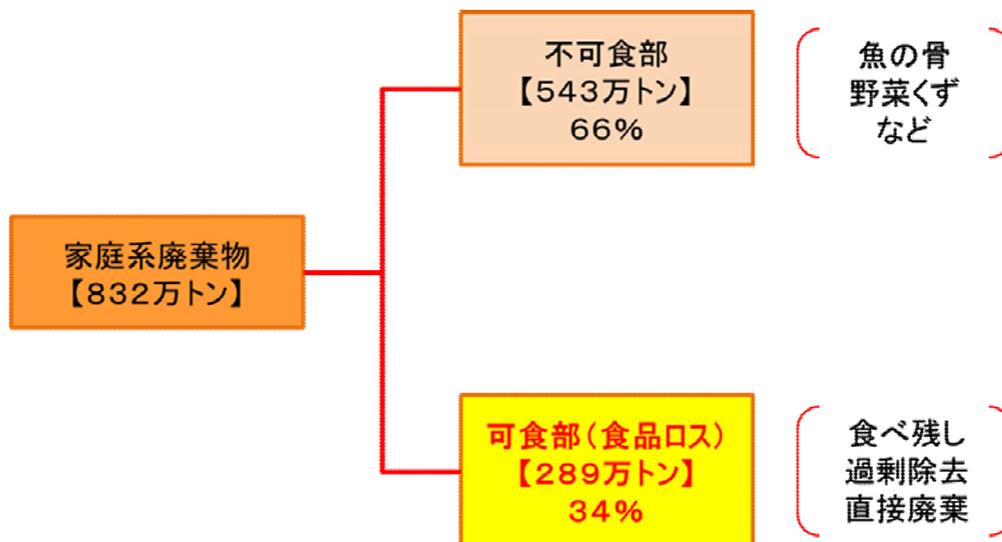
表15：食品ロス発生内訳（H29）



※内訳は、小数第一位で四捨五入のため、合計と一致しない
（資料）農林水産省による推計値

○家庭系では、食品廃棄物のうち、全体の約3分の1が食べ残しや直接廃棄（食品を未利用のまま捨てること）などにより食品ロスとなっています。

表16：家庭系食品廃棄物に占める可食部（食品ロス）の割合（H29）



（資料）：農林水産省資料より
※不可食部は、北海道農政部食品政策課が推計

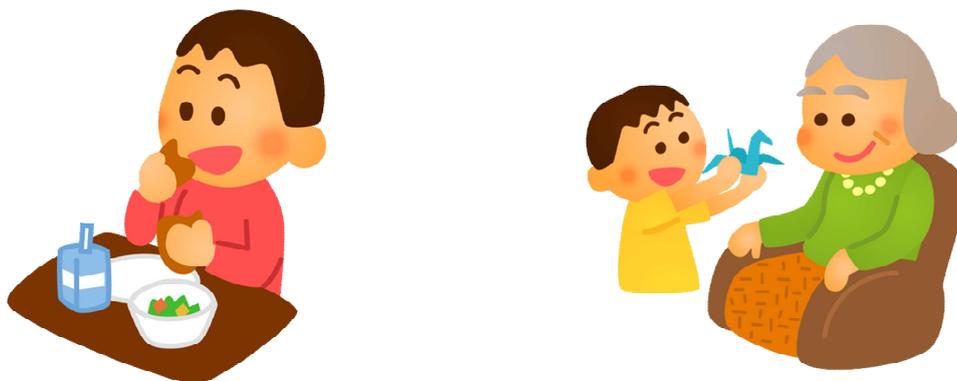
【持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロス】

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。そのターゲットのひとつとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」があります。



5 地域が育む食文化の継承

- 旬の行事食や地域の伝統などによる食文化を家庭や地域などで継承していきけるよう、地域独自の郷土料理などを調理したり、食べたりするイベントなどを通して、見る、聞く、学ぶ、触る、作る、食べるなどの一連の流れを経験し、食に関する関心を高めたり、普及・啓発を図ることが大切です。
- 行事食や伝統料理をつくるために、家庭や学校給食などを通して、食材に対する知識や調理技術を学び、みんなで楽しんで食べる必要があります。
- 日頃の健康的な食の普及活動や食に関わるイベントなどを通じて、和食や郷土料理についての情報を発信し、食べることの大切さを見直すとともに、どうして国内外から和食が注目されているのかなど、今一度考える機会を提供していくことが大切です。
- 本市は自然林に囲まれた東部の丘陵地帯と石狩平野に属する西部の低地平野地帯に大別され、水田を中心とした田園風景が形成されています。これまで石炭産業の隆盛や工業団地造成による軽工業の集積など、その時代ごとに産業構造が変化してきましたが、いずれの時代においても農業は地域の基幹的産業として発展を遂げてきました。豊かな自然と四季折々の季節の中で、生産者は丹精込めて生産したお米や野菜を地元消費者や消費地へ供給してきました。地元の生産者のことや様々な農業の取組を知り、地域の生産者と関わり合いをもって、食を支える産業の様子を知ることが大切です。



6 食育への関心の高まりと実践活動

- 食育は、子どもからお年寄りまでのあらゆる年代や家庭や学校、地域、団体、生産者、事業者など非常に幅広い分野にわたる取組が必要です。より多くの市民が食育を意識して生活できるよう、それぞれが連携し、普及・啓発に取り組んでいくことが大切です。

- 食品表示法等の制定、改正により、栄養成分表示の義務化、機能性表示食品制度の導入、すべての加工食品への原料原産地表示の義務化など食に関する新たな情報が増える一方、インターネット等の普及により様々な情報へのアクセスが容易になってきていることから、食に関する正しい情報を理解する重要性が高まっています。

表 17：食育に関心を持つ割合

項目	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)
①農業体験	13.0%	14.0%
②家族や仲間との楽しい食事	18.0%	20.0%
③地元産の食材を利用	21.0%	20.0%
④安全な食材を選択	19.0%	17.0%
⑤子どもに食の大切さを教える	17.0%	16.0%
⑥食育に関わる団体やボランティアの活動に参加	9.0%	9.0%
⑦その他の取組	1.0%	0.0%
⑧関心はあるが特に何もしていない	1.0%	1.0%
⑨関心がない	1.0%	0.0%

(資料) 学務課：グリーン・ルネサンスシンポジウムアンケート調査結果

第4章 基本目標

1 基本目標

食は生きるための基本であり、食を通して人を育てるとともに、食に興味を持ち、健全な食生活を身につけていくことが必要です。

食は、私たちが生きるために欠かすことのできないものであり、食に対する様々な取り組みを通して有意な人材を育てるとともに、食に興味を持つことで、食を大切にし、バランスのとれた健全な食生活を身につけていきます。

2 基本方針と取組の柱

「健全な食生活」、「食への理解」をキーワードに次の2つの基本方針を設定し、各基本方針の下に取組の柱を立て、取組を進めます。

【基本方針1】心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

【取組の柱】

- (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、規則正しい食生活を実践する
- (3) 高齢者の健康推進を強化する

【基本方針2】「食」に関する理解を深める食育の推進

【取組の柱】

- (1) 食と環境の関係を考え、行動する
- (2) 地域の食を知り、伝える
- (3) 地産地消の意義を知り、実践する
- (4) 食に関する情報を正しく理解する

3 美唄市の食育の推進体系

【食育の基本目標】

「食」は生きるための基本であり、「食」を通して人を育てるとともに、「食」に興味を持ち、健全な食生活を身につけていきます。

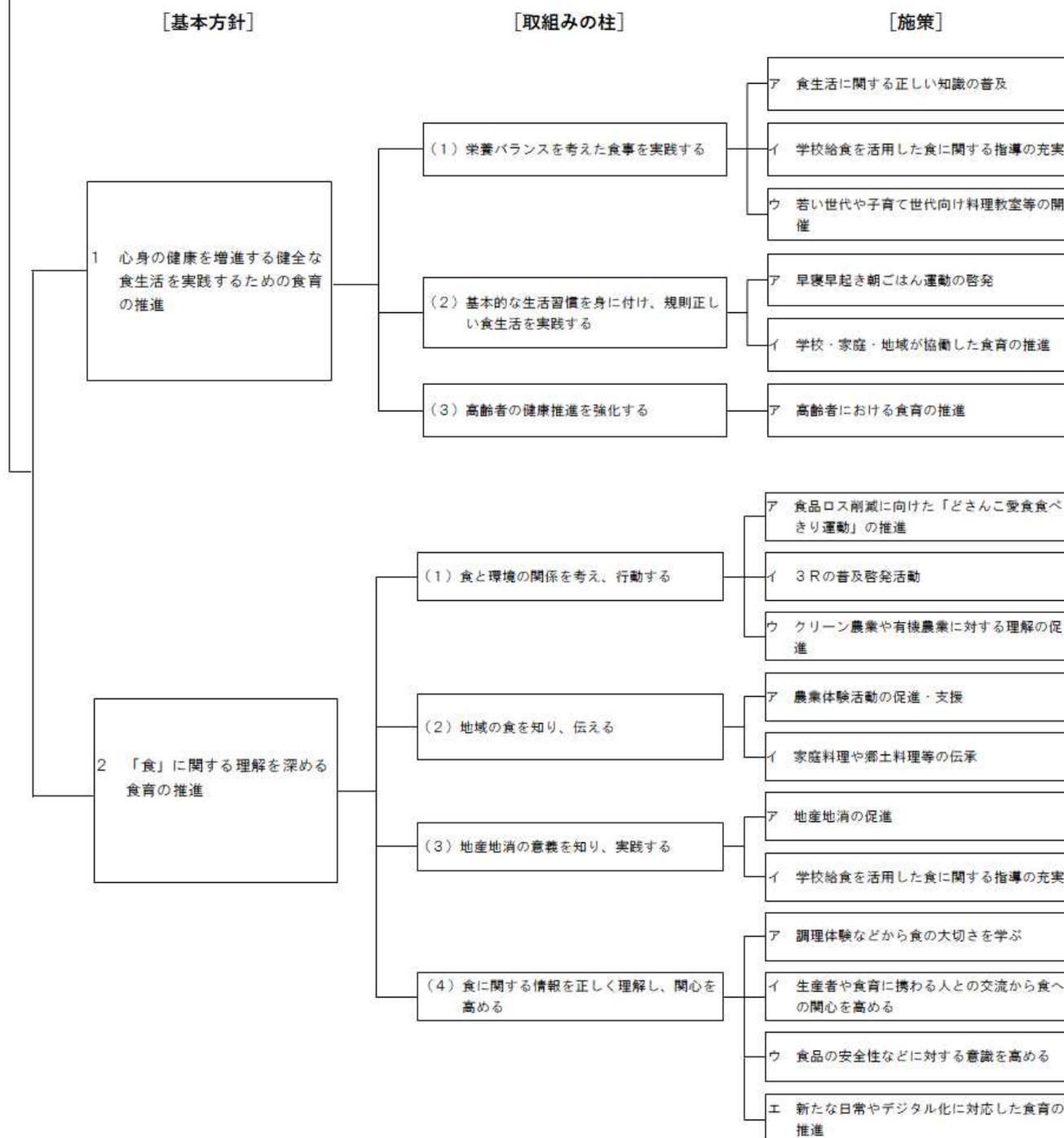
【食育の基本方針】

「健全な食生活」と「食への理解」をキーワードに2つの基本方針を設定し、基本方針の下に取組みの柱を立て、取組みを進めます。



【2つの基本方針】

基本方針1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
 基本方針2 「食」に関する理解を深める食育の推進



【基本方針1】 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

(1) 栄養バランスを考えた食事を実践する

ア 食生活に関する正しい知識の普及

- ① 食事バランスガイド等の活用
- ② 栄養教諭による食に関する指導の推進
- ③ 子育て中の親子を対象とした食育カルタや紙芝居
- ④ 保育所での誕生会
- ⑤ 給食の献立を表示し、食事内容などの周知

イ 学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① バイキング給食
- ② 保育所での給食試食会
- ③ 栄養教諭による食に関する指導の推進

ウ 若い世代や子育て世代向け料理教室等の開催

- ① 離乳食に関する集団講話や個別栄養相談
- ② 妊婦と家族への健康教育・栄養相談やペア教室での調理実習

(2) 基本的な生活習慣を身に付け、規則正しい食生活を実践する

ア 早寝早起き朝ごはん運動の推進、普及啓発

イ 学校・家庭・地域が協働した食育の推進

- ① 保育所や幼稚園児童とその保護者を対象とした調理実習(親子の食育事業)
- ② きなこ挽きや餅つきの体験など(東地区世代間交流事業:めだかの学校)
- ③ グリーン・ルネサンス推進事業等の食農教育の実施
- ④ 美唄尚栄高校と連携した食育推進事業
- ⑤ 女性団体等と連携した食育推進事業

(3) 高齢者の健康推進を強化する

ア 高齢者における食育の推進

- ① 閉じこもりがちな高齢者を対象とした交流会の開催(地域展開型介護予防事業)
- ② 高齢者同士による相互支援活動としての独居の高齢者を対象とした昼食会の開催(老人クラブ連合会運営補助事業)

【基本方針2】 「食」に関する理解を深める食育の推進

(1) 食と環境の関係を考え、行動する

ア 食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進、普及啓発
イ 3Rの普及啓発

- ① 家庭から排出される生ごみを始めとしたごみの排出抑制を促進するため3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発

ウ クリーン農業や有機農業に対する理解の促進

- ① クリーン農業や有機農業について市のホームページ等を活用して発信
- ② 保育所における減農薬米の使用

(2) 地域の食を知り、伝える

ア 農業体験活動の促進、支援

- ① 子育て支援センター（はみんぐ）の前庭に、地域高齢者ボランティア指導のもと、ジャガイモやミニトマト等の作付、収穫
- ② 保育所における農業体験の実施（野菜を育て収穫して食べる）
- ③ グリーン・ルネサンス推進事業等の食農教育の実施
- ④ グリーン・ツーリズムによる農業体験（修学旅行生受入れ）
- ⑤ 農泊推進事業等の支援
- ⑥ 農作物の乾燥調製施設や地下水位制御システムなどの農業教育の促進

イ 家庭料理や郷土料理等の伝承

- ① 各種講習会の開催（びばい市民カレッジ）
- ② 給食における郷土料理や四季の行事食、旬の食材の利用提携
- ③ 女性団体等と連携した食育推進事業の実施
- ④ ホームページなどを利活用した特産品や郷土料理などの情報発信



(3) 地産地消の意義を知り、実践する

ア 地産地消の促進

- ① 地場の素材を活用した手作りおやつ教室
- ② 米飯給食や地産地消の推進
- ③ 農商工連携推進助成事業による、美唄産の農産物を活用した新商品の開発や商品の販路開拓等の支援
- ④ 「アンテナショップ P i P a」や「ぴぱま〜と」などによる農産物や特産品等の販売
- ⑤ ホームページなどを活用した市内直売所の情報発信

イ 学校給食を活用した食に関する指導の充実

- ① 栄養教諭による食に関する指導の推進
- ② 学校給食における地場産品の積極的活用

(4) 食に関する情報を正しく理解し、関心を高める

ア 調理体験などから食の大切さを学ぶ

- ① 保育所や幼稚園児童とその保護者を対象とした調理実習（親子の食育事業）
- ② 親子でのクッキングや収穫体験、世代間交流など（のびのび教室）

イ 生産者や食育に携わる人との交流から食への関心を高める

- ① びばい食育ネットワークによる関係団体との連携
- ② 各種講習会の開催（びばい市民カレッジ）

ウ 食品の安全性などに対する意識を高める

- ① 保育所における減農薬米の使用
- ② 学校給食における安全・安心な食材の使用、無低農薬野菜の利用・周知

エ 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

- ① 各食育推進事業におけるICT等デジタル技術の有効活用の検討



4 美唄市が実施する取組一覧表

取組内容	実施部署	対 象					
		乳幼児期	小学生	中学生	高校生	青壮年期	高齢期
食事バランスガイド等の活用 1－(1)－ア－①	健康推進課	●	●	●	●	●	●
栄養教諭による食に関する指導の推進 1－(1)－ア－② 1－(1)－イ－③ 2－(3)－イ－①	学務課		●	●			
子育て中の親子を対象とした食育カルタや紙芝居 1－(1)－ア－③	こども未来課 (子育て支援センター)	●					
保育所での誕生会 1－(1)－ア－④	こども未来課 (認定こども園ひまわり)	●					
給食の献立を表示し、食事内容などの周知 1－(1)－ア－⑤	こども未来課 (ピパの子保育園) (認定こども園ひまわり)	●					
バイキング給食 1－(1)－イ－①	学校給食センター			●			
保育所での給食試食会 1－(1)－イ－②	こども未来課 (ピパの子保育園)	●					

取組内容	実施部署	対 象					
		乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	高 校 生	青 壮 年 期	高 齢 期
離乳食に関する集団講話や個別栄養相談 1－（１）－ウー①	健康推進課	●					
妊婦と家族への健康教育・栄養相談やペア教室での調理実習 1－（１）－ウー②	健康推進課	●					
「早寝早起き朝ごはん運動」の推進、普及啓発 1－（２）－ア	農政課 生涯学習・スポーツ振興課	●	●	●	●	●	●
保育所、幼稚園児童とその保護者を対象とした調理実習（親子の食育事業） 1－（２）－イー① 2－（４）－ア－①	健康推進課	●					
きなこ挽きや餅つきの体験など（東地区世代間交流事業 めだかの学校） 1－（２）－イー②	健康推進課	●	●	●	●	●	●
グリーン・ルネサンス推進事業等の食農教育の実施 1－（２）－イー③ 2－（２）－ア－③	学務課	●	●	●	●		
美唄尚栄高校と連携した食育推進事業の実施 1－（２）－イー④	農政課	●	●	●	●	●	●

取組内容	実施部署	対 象					
		乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	高 校 生	青 壮 年 期	高 齢 期
女性団体等と連携した食育推進事業の実施 1－（２）－イ－⑤ 2－（２）－イ－③	農政課	●	●	●	●	●	●
閉じこもりがちな高齢者を対象とした交流会の開催（地域展開型介護予防事業） 1－（３）－ア－①	健康推進課						●
高齢者同士による相互支援活動としての独居の高齢者を対象とした昼食会の開催（老人クラブ連合会運営補助事業） 1－（３）－ア－②	高齢福祉課						●
食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進、普及啓発 2－（１）－ア	農政課	●	●	●	●	●	●
3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発 2－（１）－イ－①	農政課		●	●	●	●	●
クリーン農業や有機農業について市のホームページ等を活用して発信 2－（１）－ウ－①	農政課		●	●	●	●	●
保育所における減農薬米の使用 2－（１）－ウ－② 2－（４）－ウ－①	こども未来課 （ピパの子保育園） （認定こども園ひまわり）	●					

取組内容	実施部署	対 象					
		乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	高 校 生	青 壮 年 期	高 齢 期
子育て支援センター（はみんぐ）の前庭に、地域高齢者ボランティア指導のもと、ジャガイモやミニトマト等の作付、収穫 2－（2）－ア－①	こども未来課 （子育て支援センター）	●					
保育所における農業体験の実施（野菜を育て収穫して食べる） 2－（2）－ア－②	こども未来課 （ピパの子保育園） （認定こども園ひまわり）	●					
グリーン・ツーリズムによる農業体験（修学旅行生受入れ） 2－（2）－ア－④	経済観光課				●		
農泊推進事業等の支援 2－（2）－ア－⑤	農政課	●	●	●	●	●	●
農作物の乾燥調製施設や地下水水位制御システムなどの農業教育の促進 2－（2）－ア－⑥	農政課	●	●	●	●	●	●
各種講習会の開催（びばい市民カレッジ） 2－（2）－イ－① 2－（4）－イ－②	生涯学習・スポーツ振興課	●	●	●	●	●	●
給食における郷土料理や四季の行事食、旬の食材の利用提携 2－（2）－イ－②	学校給食センター		●	●			

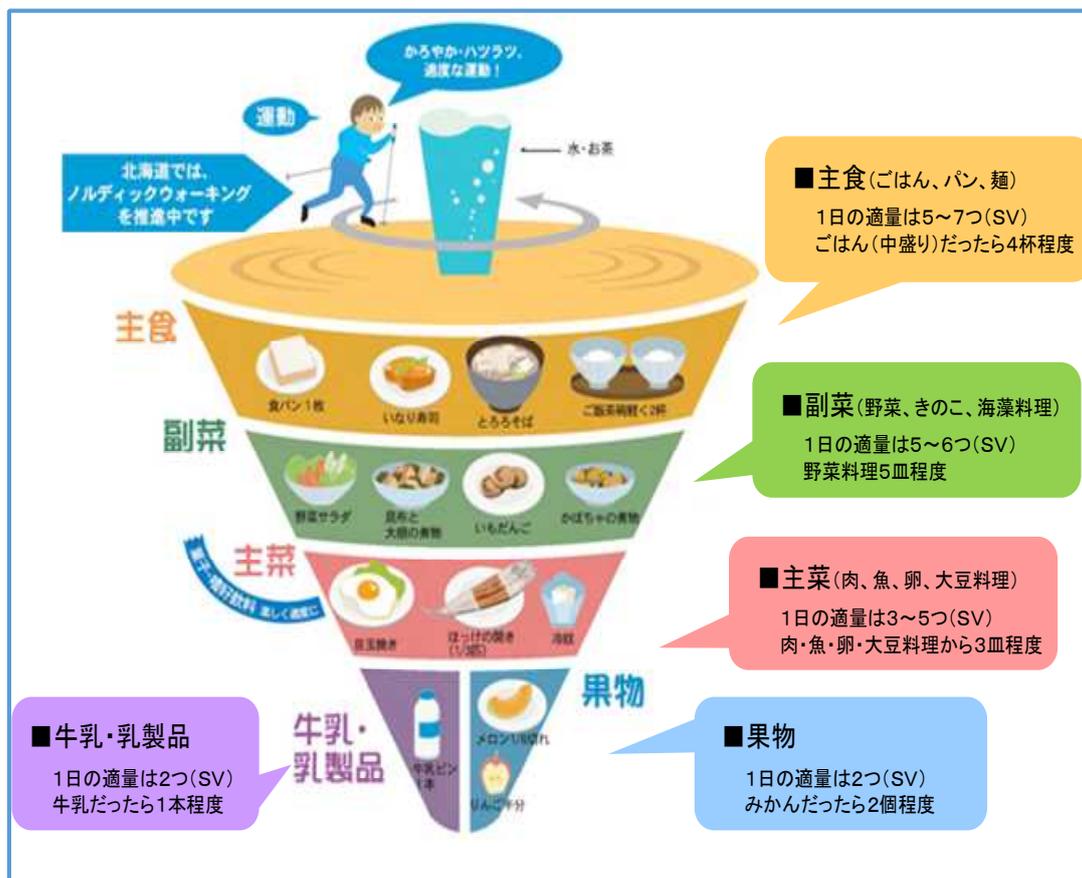
取組内容	実施部署	対 象					
		乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	高 校 生	青 壮 年 期	高 齢 期
ホームページなどを利活用した特産品や郷土料理などの情報発信 2-(2)-イ-④	経済観光課	●	●	●	●	●	●
地場の素材を活用した手作りおやつ教室 2-(3)-ア-①	こども未来課 (子育て支援センター)	●					
米飯給食や地産地消の推進 2-(3)-ア-②	学校給食センター		●	●			
農商工連携推進助成事業による、美唄産の農産物を活用した新商品の開発や商品の販路開拓等の支援 2-(3)-ア-③	経済観光課					●	●
「アンテナショップ P i P a」や「ぴばま〜と」などによる農産物や特産品等の販売 2-(3)-ア-④	経済観光課	●	●	●	●	●	●
ホームページを活用した市内直売所の情報発信 2-(3)-ア-⑤	農政課	●	●	●	●	●	●
学校給食における地場産品の積極的活用 2-(3)-イ-②	学校給食センター		●	●			

取組内容	実施部署	対 象					
		乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	高 校 生	青 壮 年 期	高 齢 期
親子でのクッキングや収穫体験、世代間交流など（のびのび教室） 2－（４）－ア－②	健康推進課	●					
びばい食育ネットワークによる関係団体との連携 2－（４）－イ－①	農政課					●	●
学校給食における安全・安心な食材の使用、無低農薬野菜の利用・周知 2－（４）－ウ－②	学校給食センター		●	●			
各食育推進事業におけるICT等デジタル技術の有効活用 の検討 2－（４）－エ－①	全課	●	●	●	●	●	●

※ 取組の下段に記載された番号は、「基本方針－取組の柱－施策－取組」を表しています。



【どさんこ食事バランスガイド】



- 「どさんこ食事バランスガイド」は、普段食べる料理を「主食」、「副菜」、「主菜」、「牛乳・乳製品」、「果物」に分けて、それをコマの形のイラストにあてはめ、1日に必要な食事の量を分かりやすく表したものです。コマの形に合わせて食べる量を意識することで、栄養バランスのとれた健康的な食習慣を気軽に身に付けることができます。
- 1日の望ましい食事量について、料理を基準に「茶碗1杯」、「小鉢1皿」など普段使う食器の大きさに合わせて目安を分かりやすく示し、1つ【1SV(サービング)】というように摂取量を示しています。1つ(SV)に相当する量は次のとおりです。
 - 主食：ご飯を茶碗で軽く1杯
 - 副菜：小鉢1つ分の量
 - 主菜：鶏卵1個程度で作る料理
 - 牛乳、乳製品：牛乳コップ半分(100ml)
 - 果物：りんご半分程度
- 食生活に係る課題は各年代で異なることから、「どさんこ食事バランスガイド」は学齢期から高年期までライフステージ別に6種類が用意されています。

第5章 数値目標

1 数値目標（指標）

本市の食育を推進していく上で、取組の成果や達成状況を把握していくため、指標と数値目標を次のとおり設定します。

領域	指標（※出典）	現状値	目標値	
		令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)	
【方針1】 心身の健康を増進 する健全な食生活 を実践するための 食育の推進	食育に関心を持っている人の割合 ※1	—	90%以上	
	朝食を毎日食べている小・中学生 の割合 ※2	小6	87.6%	100%
		中3	92.9%	100%
	朝食や夕食を家族と一緒に食べる回数（週あたり） ※1	—	10回以上	
	メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合 ※3	17.8%	16.0%以下	
【方針2】 「食」に関する理 解を深める食育の 推進	食品ロス削減のために何らかの行動をしている世帯の割合 ※1	—	80%	
	北のクリーン農産物表示制度取組農家数 ※4	89戸	増加	
	食品の安全性に関する知識があると思う人の割合 ※1	—	80%以上	
	美唄産農産物を意識して食べている人の割合 ※1	—	80%	
	学校給食における美唄産農産物（生鮮野菜）の使用割合 ※4	16%	30%	

※1 アンケート調査

※2 全国学力・学習状況調査

※3 特定健康診査

※4 美唄市調べ

資料編

1 美唄市食育推進計画策定検討経過

○美唄市食育推進計画策定市民検討委員会

開催日	会議・内容等
令和2年(2020年)7月30日 ※庁内検討委員会と合同会議	・食育推進計画の概要について ・会議の持ち方、スケジュールについて ・計画の構成及び全体イメージについて ほか
令和2年(2020年)10月15日 ※庁内検討委員会と合同会議	・「素案たたき台」の内容について ・質疑・意見交換 ほか
令和2年(2020年)12月17日 ※書面審査	・美唄市食育推進計画(第3次)素案の内容についてほか ・その他

○美唄市食育推進計画庁内検討委員会

開催日	会議・内容等
令和2年(2020年)7月30日 ※市民検討委員会と合同会議	・食育推進計画の概要について ・会議の持ち方、スケジュールについて ・計画の構成及び全体イメージについて ほか
令和2年(2020年)10月15日 ※市民検討委員会と合同会議	・「素案たたき台」の内容について ・質疑・意見交換 ほか
令和2年(2020年)11月17日 ※書面審査	・美唄市食育推進計画(第3次)素案の内容についてほか ・その他

2 美唄市食育推進計画策定市民検討委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体等	役職	氏名
農産物直売所ぴばま〜と		◎古賀 典昭
美唄市農業協同組合 営農部 営農推進課	課長	宮田 光
美唄市農業協同組合青年部	部長	寺崎 涼太郎
美唄市農業協同組合女性部	部長	谷村 清美
峰延農業協同組合 農業振興課	課長	川越 基弘
峰延農業協同組合青年部	部長	今野 佑太
峰延農業協同組合女性部	副部長	矢部 亜紀子
美唄消費者協会	理事	長門 富美江
美唄市食生活改善推進協議会	相談役	山内 敦子
美唄青年会議所	委員長	栗栖 一貴
気ままな主婦の会／美唄市グリーン・ツーリズム研究会	代表	前川 和子
なかむらえぷろん倶楽部	代表社員	小見山 孝子
つむぎ屋		高橋 志津子
美唄尚栄高校	教諭	小泉 宏
峰千加	会長	荒井 智美
びばい食農アートまちづくり推進協議会		影山 宏明

(◎委員長)

3 美唄市食育推進計画策定市民検討委員会設置要綱

(令和2年5月29日庁達第57号)

(設置)

第1条 美唄市食育推進計画(第3次)(以下「計画」という。)の策定に関し、市民、市民団体及び各関係機関から広く意見を聴取するため、美唄市食育推進計画(第3次)策定市民検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 美唄市食育推進計画(第3次)の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業団体関係者
- (2) 消費者団体関係者
- (3) 保育所、幼稚園及び小中学校の保護者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 市民団体関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、検討委員会の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、農政課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

4 美唄市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱

(令和2年5月29日庁達第56号)

(設置)

第1条 美唄市食育推進計画(第3次)(以下「計画」という。)の策定に関し、庁内の連携を図り、円滑かつ効率的な検討を行うため、美唄市食育推進計画(第3次)策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 計画案に関する事項
- (2) 計画の策定に係る必要な資料の収集等に関する事項
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は農政課長を、副委員長は各委員の互選によってこれを定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長が適当と認めるときは、会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、農政課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	職 名
保健福祉部	こども未来課長補佐
	ピパの子保育園長
	高齢福祉課長補佐
	健康推進課長補佐
経済部	経済観光課長補佐
	農政課長
	農政課長補佐
教育委員会	学務課長補佐
	学校給食センター所長
	生涯学習・スポーツ振興課長補佐

5 用語解説

い

YES!clean (イエス・クリーン)	<正式名称>「北のクリーン農産物表示制度」により認証された作物の愛称。認定内容に基づきこの名称を表示して流通、販売することができる。
----------------------	--------------------------------------------------------------------

え

栄養教諭	栄養士や管理栄養士の資格を持つ教育職員。児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導や、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う。 「栄養教諭」制度（栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種）を新設）は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（通称：持続農業法）に基づいて都道府県知事が認定した土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組む農業者の愛称。
SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goalsの略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。

く

グリーン・ツーリズム	農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。受け入れ側となる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園等の取組がある。
クリーン農業	堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

さ

3 R	<p>廃棄物等の発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）及びリサイクル（Recycle リサイクル）のこと。リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル）をいう。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

し

食育基本法	<p>近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成 17 年に制定された法律。</p> <p>食育に関する基本理念については、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食に関する体験活動と食育推進活動の実践など、7項目が定められている。</p>
食事バランスガイド	<p>1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組合せとおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に厚生労働省と農林水産省が決定。</p> <p>どさんこ食事バランスガイドは、北海道版の食事バランスガイド。</p>
食品ロス	<p>家庭での食べ残しや小売店での売れ残りなど、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品をいう。</p>

ち

直接廃棄	<p>賞味期限が切れるなどにより、食品として使用・提供されずに捨てられたもの</p>
地産地消	<p>「“地”場生“産”－“地”場“消”費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという考え方により行われている取組。</p>

と

特定健康診査 (特定健診)	メタボリックシンドロームに着目して、糖尿病・脂質異常症・高血圧などのリスクの有無を検査し、これらの発症と重症化を予防するための健診。40～74歳の医療保険に加入されている方に対して平成20年度から行われており、健診結果に基づき、特定保健指導が行われる。
どさんこ愛食食べきり運動	食品ロスの削減に向け、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンに、平成28年11月から道が実施している運動。

な

中食（なかしょく）	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食（ないしょく、または、うちしょく）」の中間にあつて、市販の弁当、総菜や調理済みパンなど、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場、学校、屋外等へ持ち帰り、そのまま食事として食べること。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の

農商工連携	農山漁村が有する地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は

早寝早起き朝ごはん	子どもの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘される中、子どもたちの基本的な生活習慣を確立させ、生活リズムの向上を図るための取組を推進するため、文部科学省が提唱した運動。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

ふ

ふれあいファーム	道が登録する都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場。道民に気軽に登録農場を訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語りを通して、農業・農村の役割や機能を理解してもらうための役割を果たすもの。農場では田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工などの体験のほか、農産物の直売、ファームレストラン、ファームイン等、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

め

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされやすくなった状態のこと。それぞれが重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。食べ過ぎや運動不足など、悪い生活習慣の積み重ねが原因となって起こるため、生活習慣の改善によって、予防・改善できる。
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ゆ

有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の手法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

食育の話題 ～ 高校生が取り組んだ「食育」

尚栄を広げよう～農業クラブ活動の向上を目指して～

北海道美唄尚栄高等学校農業クラブ

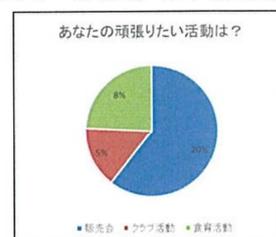
美唄尚栄高校は総合学科の高校として開校され、4種の専門教科を選択して学ぶことができます。また、それぞれの教科クラブが連携をして商品開発や、合同販売会を企画してきました。これまで農業クラブ活動を通して、各教科クラブ間での連携を行い、校内にとどまらず地域にも活動を発信しています。

私たちは、多くの農業クラブ活動を展開してきました。しかし、活動の中心が製造実習と販売会となってしまう、クラブ員の行事に対する認識は低く、多くの課題が上げられます。

これからのクラブ活動を考えるため、今年度は「尚栄を広げよう～農業クラブ活動の向上を目指して～」をテーマとし、活動を行いました。

活動目標は、

1. 地域農業を学び理解することで科学性向上へ
 2. 尚栄のPRを行うことで実践力を高め社会性向上へ
 3. 次世代に農業を伝える食育活動の実践から指導性向上へ
- とし、活動計画を立案し、実践を開始しました。



学校では食品製造のみで実際に農作物が育つ姿を見ることがありません。地域の生産現場にふれるため、体験学習を行いました。

岩見沢市の「いわみざわ公園」にある「バラ園」です。敷地内に栽培されている多品種のバラやハマナスを見ることができました。さらに、岩見沢市にある「スターゼンミートプロセッサー株式会社」石狩工場を見学しました。施設の説明を聞き、初めて食用精肉の製造現場を見ることが出来ました。



〈図1 岩見沢バラ園〉



〈図2 岩見沢バラ園〉



〈図3 スターゼン〉

生産現場を知るために峰延の佐久間農園にてハスカップ収穫実習をさせていただきました。クラブ員が収穫用の容器を持ち収穫を行いました。この日はくもりで日差しがほどよく、みんなが一生懸命に収穫を行いました。そのかいがあり、全員で29kgのハスカップを収穫することが出来ました。



〈図4 ハスカップ収穫〉

このように地域について学んできましたが、アンケートの中で一番印象に残ったと答えるクラブ員がいました。このような施設見学や収穫体験ができてよかったとの感想もあり、科学性の向上に対する意識を高めるこ

とができたと考え

・平成30年度の食育活動

市内にある東小学校の5年生69名と、栄幼稚園の園児26名を対象に取り組みました。まずは稲作について学び、5月に田植え、9月に収穫を行いました。市内で稲作を営んでいる斉藤実さんの指導を受け、田植えを行いました。植える苗を持って児童や園児が笑顔を見せ、泥の中から「どじょう」を見つけるなど、楽しみながら学ぶことができました。今年は天候が不安定であり、台風などの影響も心配されましたが、無事に収穫を行うことができました。稲作栽培を通して自ら学び、小学生や幼稚園児に伝えることが出来ました。



〈図5 田植え風景〉



〈図6 稲刈り風景〉



〈図7 稲刈り風景〉

2年次が収穫したハスカップを使い、市内の茶志内小学校の5・6年生10名を本校に招き、ハスカップジャムの製造体験を行いました。二重がまで煮詰め、製造したジャムを児童と一緒にビンに詰めました。出来上がったジャムには児童がデザインしたラベルをはり、試食を行いました。みんな「おいしい」と感想をいただきました。完成品は12月に美唄市民会館で行われたグリーンルネッサンスシンポジウムに参加、児童と共同で販売を行いました。シンポジウムに参加された方から「おいしそうだね」「ラベルもいいね」といっていただき多くの方に購入してもらうことが出来ました。



〈図8 ハスカップジャム作り体験〉



〈図9 ラベル貼り体験〉



〈図10 グリーンルネッサンス・シンポジウム〉

美唄市では台湾の中華大学と交流の一環として大学生のインターンシップを受け入れています。今年度は日本の高校生と遊びや実習を通じた交流を企画しました。本校には10名のインターン学生を招き、クラブ員と一緒にメロンパンを作り交流を行いました。日本独自のパンに驚きながらも楽しそうに作っていました。言葉がうまく伝わらない中での交流でしたが完成したメロンパンを見ながら喜んでもらえ親交を深めることが出来ました。



〈図11 中華大学と交流〉

平成31年度（令和元年度）の食育活動

東小学校の5年生46名と、栄幼稚園の園児14名と一緒に取り組みました。5月の田植えを一緒に行うことが出来ず収穫のみ行うことができました。穂の実った9月には一緒に収穫を行う事が出来ました。児童や園児たちと稲穂を次々と束ねていきました。今年は台風などの影響も心配されましたが、無事稲の収穫を行うことができました。

体験実習で収穫したハスカップを使い、市内の峰延小学校の5年生を本校に招き、ハスカップジャムの製造体験を行いました。できあがった物に児童がデザインしたラベルをはり、美唄市民会館で行われた、グリーンルネサンス・シンポジウムで小学生と共に販売しました。

このように食育活動を通し、小学校や幼稚園と連携し、自分たちが学んだ事を教えることで、指導性について学ぶことができました。

今年度は、外部との交流会も行われました。日本文化を学習するために来日した、タイ王国ラージニースクールの生徒たちと交流会を行いました。クラブ員は『美唄とりめし』を一緒に作り、いただきました。食事の後はタイ民族舞踊を披露してもらい楽しいひとときを過ごしました。



〈図12稲刈り〉



〈図12タイラージニースクール交流会〉



〈図13市民講座〉

10月11日には美唄市の市民講座を開講し、本校に招いてパウンドケーキ作りを一緒に行いました。私たちが美唄の出来事や歴史などを聞いたりしながら親睦を深めることが出来ました。

今年度の食育活動については年度初めの「頑張りたいこと」の2番目に多かったものもあり、実際に事後アンケートでも一番印象に残ったと答えていました。

今年度の成果をまとめると、

1. 地域を学び、体験することで科学性を向上することができた。
2. 販売会に参加し、各教科クラブの連携で尚栄高校の活動を広め、社会性の向上につながった。
3. 地域の小学校、幼稚園と連携を図ることで、自分たちの指導性の充実を図るに至った。

今後も活動を継続し、多くの人と連携をはかり自分たちのできる農業クラブ活動を考えて行きたいと思います。

以上で終わります。

美唄市食育推進計画（第3次）

令和3年(2021年)3月

発行：美唄市

問合せ先：美唄市経済部農政課

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1-1

TEL 0126-63-0114（直通）

FAX 0126-62-1088（代表）